

自己資本の構成に関する開示事項（2018年6月末自己資本比率）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2018年6月末	2018年3月末
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	812,874	803,021
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203	267,203
2	うち、利益剰余金の額	609,927	600,931
1c	うち、自己株式の額（△）	64,256	59,256
26	うち、社外流出予定額（△）	—	5,857
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
1b	普通株式に係る新株予約権の額	552	511
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	147,981	133,846
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	961,408	937,379
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,491	8,238
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,491	8,238
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△394	△381
12	適格引当金不足額	33,388	35,066
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	42	44
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
15	退職給付に係る資産の額	931	765
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	54	46
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
27	その他 Tier1 資本不足額	—	—
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	42,514	43,780
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
29	普通株式等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	918,894	893,598

その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-	-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
42	Tier2 資本不足額	-	-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	-	-	
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	918,894	893,598	
Tier2 資本に係る基礎項目				
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000	50,000
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-	-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	121	120	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	121	120	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-	-	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	50,121	50,120	
Tier2 資本に係る調整項目				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	50,121	50,120	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	969,015	943,719	

リスク・アセット			
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,280,932	7,159,997
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.62	12.48
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.62	12.48
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.30	13.18
調整項目に係る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	88,587	85,339
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	10,626	10,154
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	121	120
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	752	762
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びビテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	—
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	36,167	35,602
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	—
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	—
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	12,000	12,000
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	—

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（資本構成の開示要件）」における開示様式に記載された項目番号です。

## 【単体】

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	2018年6月末	2018年3月末
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	758,985	747,134
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203	267,203
2	うち、利益剰余金の額	556,038	545,044
1c	うち、自己株式の額 (△)	64,256	59,256
26	うち、社外流出予定額 (△)	—	5,857
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
1b	普通株式に係る新株予約権の額	552	511
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	137,591	124,572
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	897,129	872,218
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	8,375	8,114
8	うち、のれんに係るものの額	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,375	8,114
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△394	△381
12	適格引当金不足額	44,860	46,804
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	42	44
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
15	前払年金費用の額	423	327
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	54	46
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—
24	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
25	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
27	その他 Tier1 資本不足額	—	—
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	53,362	54,955
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	843,767	817,263

その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	
42	Tier2 資本不足額	-	-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ))	(ヘ)	-	-
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト)	843,767	817,263
Tier2 資本に係る基礎項目				
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000	50,000
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-	-
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	7	7	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	7	7	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-	-	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		50,007	50,007
Tier2 資本に係る調整項目				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ))	(ヌ)	50,007	50,007
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ))	(ル)	893,774	867,270

リスク・アセット			
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,026,537	6,907,691
自己資本比率			
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.00	11.83
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.00	11.83
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	12.71	12.55
調整項目に係る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	79,639	76,751
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,947	3,877
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	7	7
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	260	240
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	—
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	35,936	35,355
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	—
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	—
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	12,000	12,000
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	—

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（資本構成の開示要件）」における開示様式に記載された項目番号です。